

「第5期日野市地域福祉計画(素案)」パブリックコメント実施要領

1 意見募集について

「日野市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の分野別計画を俯瞰した上位計画となるものです。

市では、地域で支え合い誰もが安心してともに暮らせる地域共生社会の実現を目指して、地域福祉をさらに充実していくため、今年度当初から「第5期日野市地域福祉計画」の策定に向けた検討を行ってまいりました。

この度、計画の素案を取りまとめましたので、この内容に対して広く皆様からのご意見を募集します。

2 意見募集期間

令和6年12月13日(金曜日)から令和7年1月14日(火曜日)まで(必着)

3 資料の入手方法

「第5期日野市地域福祉計画(素案)」は、令和6年12月13日(金曜日)より、次の方法で入手することができます。

視覚に障害のある方からのご意見をいただけるよう、ホームページには PDF と Word の2つのデータファイルを掲載しておりますので、読み上げソフトをご利用の上、確認してください。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが問い合わせ先にご連絡をお願いします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

日野市ホームページ、日野市地域共創プラットフォーム

(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。 ※配布は行っておりません。

閲覧場所	閲覧できる時間(令和6年12月13日(金曜日)より)
福祉政策課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日、年末年始は休館(ただし、月曜日が祝日の場合は開館)
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで ※日曜日、祝日、年末年始は休み
七生支所	
豊田駅連絡所	

4 意見の提出時の記載事項

- (1)ご意見のほか、氏名(団体名)・住所を記入してください。
- (2)日野市に在勤・在学の方は、その名称及び所在地も記入してください。
- (3)上記(1)(2)のいずれにも該当しない方は、本パブリックコメントの手続きの対象となる施策等に直接的に利害関係を有する理由を記入してください。

※上記の事項は、日野市パブリックコメント手続実施要綱(令和元年11月5日制定)に基づき、意見書に記載を要する事項となります。上記の記載事項がない意見書は、参考意見とさせていただきます。

5 意見の提出方法

意見書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で令和7年1月14日(火曜日)までに必着で提出してください。なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載していただければ、任意の書式でも構いません。

(1)持参による提出

- ①意見書の様式に従い、A4サイズの手紙に意見を記載し、持参してください。
- ②提出先:日野市役所2階 1番窓口 福祉政策課

(2)郵送による方法

- ①意見書の様式に従い、A4サイズの手紙に意見を記載し、封書で送付してください。
なお、封書には、朱書きで「第5期日野市地域福祉計画(素案)に関する意見」と記載してください。
- ②郵送先:〒191-8686 日野市 健康福祉部 福祉政策課

(3)ファクシミリによる方法

- ①意見書の様式に従い、A4サイズの手紙に意見を記載し、送信してください。
- ②送信先:042-583-4198 日野市 健康福祉部 福祉政策課

(4)電子メールによる方法

- ①意見書の様式に従い、テキスト形式で意見を入力し、送信してください。
URL への直接リンクによるご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、電子メールの件名は、「第5期日野市地域福祉計画(素案)に関する意見」としてください。氏名(団体名)・住所は、必ず本文中に記載してください。
- ②送信先:電子メールアドレス fukusei@city.hino.lg.jp

(5)専用申込フォームによる方法

- ①下記 URL もしくは二次元コードにアクセスし、各項目に入力のうえ送信してください。
- ②URL: <https://logoform.jp/form/Z9UK/821234>

二次元コード



6 注意事項

- (1)ご意見は、日本語で記載してください。
- (2)提出いただいたご意見は、氏名(団体名)・住所を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (3)意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤営業活動等営利を目的としたもの
- (4)同様のご意見及びご提案は、集約させていただく場合があります。
- (5)提出いただいたご意見に対する市の回答は、日野市ホームページで行います。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- (6)電話及び口頭でのご意見は原則受付できません。ご意見の提出は上記「5 意見の提出方法」に記載の方法でお願いします。ご意見の提出に関して、特別な配慮が必要な場合はご相談ください。

7 問合せ先

日野市 健康福祉部 福祉政策課 電話番号 042-514-8467

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、月曜日から金曜日の

午前8時30分から午後5時まで

8 【参考】日野市地域共創プラットフォーム(地域共創 PF)による素案へのご意見の投稿

地域共創 PF は、匿名やニックネームで投稿ができる仕様のため、パブリックコメントよりも気軽にご意見を投稿していただくことが出来ます。正式なパブリックコメントとしての取扱いとは異なりますが、地域共創 PF からいただいたご意見は、「第5期日野市地域福祉計画策定委員会」にて報告し、今後の施策の参考とするとともに、計画に反映させた方がいいと判断された場合には、計画に反映します。

- ① 地域共創 PF にアクセスしてください。 <https://hinotane.liqlid.jp/>
- ② 画面右上のログインボタンから、ユーザー登録又はログインをしてください。
- ③ ご意見の投稿は、地域共創PF内のスペース「第5期日野市地域福祉計画」から行えます。画面左側の「三」ボタンか、トップページ下部の「スペース一覧」から選択してください。
- ④ 「トップ」及び「第5期日野市地域福祉計画(素案)」から詳細をご確認ください。
- ⑤ ご意見は、「計画素案へのご意見」の「新規投稿」からお寄せください。
- ⑥ 地域共創PFによる投稿にあたっては、次の事項にご留意くださいますようお願いいたします。
 - (ア) ご意見を投稿するためには、ユーザー登録及びログインが必要です。
 - (イ) ユーザー登録に当たって表示される各種運用ポリシー等をあらかじめご確認ください。

- (ウ) 書き込みには、文字数制限があります。何度でも投稿いただけますので、ポイントごとに投稿を分けるなど、簡潔な記載にご協力をお願いします。